

療養費請求書の適用区分について



公立学校共済組合の任意継続組合員及び私立学校共済組合員（任意継続組合員含む。）の方は、「限度額適用認定証」（コピー）の添付は必要ありません。

適用区分欄の記載については「ウ」{再任用（フルタイム）期間終了後に任意継続組合員となった方は「エ」}に 印をつけてください。

（上位所得者の方は、この限りではありません。）

各共済組合から給付金が支給された場合は、共済組合発行の「給付金決定通知書」（高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金等）のコピーを添付してください。

（共済組合からの支給は受診月から約3か月後となります。）